

【パフォーマンスリポート】

公表日：2012年2月29日

地域金融機関平成19年3月CLO

ストラクチャードファイナンス本部

【現状】

発行日（2007年3月23日）から2011年12月20日までの期間（計算期間）における裏付資産の累積デフォルトの発生率は約2.85%であり、計算期間末日時点で長期延滞債権が12件、延滞債権が2件発生している。計算期間末日時点における長期延滞債権及び延滞債権がデフォルトした場合の累積デフォルト率は約5.91%である。

これらを踏まえて、現状の累積デフォルト率などを考慮し、優先受益権の格付をAAA、メザニン受益権の格付をAAAとしている。

なお、一部金融機関のデフォルト債権等の累計額が、当該金融機関のジュニア劣後金額を超過したため、シニア劣後受益権償還停止トリガー事由に該当し、2007年10月15日以降シニア劣後受益権の元本償還と配当金支払いが停止している。また、計算期間末日までにデフォルト債権のうち2件から約700万円の回収があった。

【格付対象】

信託の名称	地域金融機関平成19年3月CLO		
金額	優先受益権 215,000,000円（当初：4,300,000,000円） メザニン受益権 8,400,000円（当初： 168,000,000円）		
委託者	日本政策金融公庫		
オリジネーター	福島銀行、愛媛銀行、熊本ファミリー銀行、帯広信用金庫、東奥信用金庫、新潟信用金庫、上田信用金庫、諏訪信用金庫、富山信用金庫、豊橋信用金庫、徳島信用金庫、高松信用金庫、茨城県信用組合、大東京信用組合、第一勵業信用組合、近畿産業信用組合		
受託者	みずほ信託銀行		
信託受益権販売業者	野村證券		
裏付資産	平成19年3月CLOの参加金融機関が募集した中小企業向け貸付債権		
信託設定日	2007年3月23日		
予定最終償還日	2012年4月16日		
法定最終償還日	2013年4月15日		
償還方法	コントロールド・アモチゼーション (優先受益権、メザニン受益権の割合に応じたプロラタ償還)		
信用補完	優先劣後構造		
	現在の格付	発行時の格付	個別信用補完
優先受益権	AAA	AAA	メザニン受益権、シニア劣後受益権、ジュニア劣後受益権（劣後比率約78.6%）
メザニン受益権	AAA	AAA	シニア劣後受益権、ジュニア劣後受益権（劣後比率約77.8%）
備考	格付は、法定最終償還日までに優先受益権、メザニン受益権の元本が全額支払われ、期日通りに配当される可能性を評価している。		

【裏付資産の状況】

	2007/3/23	2011/12/20
債権元本残高	5,685,000,000 円	501,578,919 円
元本残高率	100%	8.82%
延滞債権元本金額	0 円	8,000,000 円
延滞率	0%	1.59%
長期延滞債権元本金額	0 円	166,250,000 円
長期延滞率	0%	33.15%
累積デフォルト債権元本金額	0 円	161,828,919 円
累積デフォルト率	0%	2.85%
債務者数	270 社	247 社

元本残高率：計算期間末日の元本残高／当初債権元本残高

延滞債権元本金額：計算期間末日時点で3カ月未満の延滞である債権の元本金額

延滞率：計算期間末日の延滞債権元本金額／計算期間末日の債権元本残高

長期延滞債権元本金額：計算期間末日時点で3カ月以上延滞である債権の元本金額

長期延滞率：計算期間末日の長期延滞債権元本金額／計算期間末日の債権元本残高

累積デフォルト債権元本金額：計算期間末日時点のデフォルト債権の累計元本金額

累積デフォルト率：計算期間末日の累積デフォルト債権元本金額／当初債権元本残高

デフォルト債権：デフォルト債権は以下のいずれかに該当するものをいう。

①原債務者に金銭消費貸借契約に定める「期限の利益の当然喪失事由」に該当する事由が生じたもの

②原債務者に金銭消費貸借契約に定める「期限の利益の請求喪失事由」に該当する事由が生じ、かつ請求通知により期限の利益を喪失したもの

当サービスは、金融商品取引法にて定める信用格付業の業務ではありません。

信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R&I の意見であり、事実の表明ではありません。また、R&I は、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&I は、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに關し何ら表明も保証もいたしません。R&I は、信用格付（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき <http://www.r-i.co.jp/jpn/policy/policy.html> をご覧下さい。